（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＰ46578
金額　1,950,000円
支払期日　平成26年６月28日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社北陸銀行東京支店
振出日　平成26年３月28日
振出地　東京都中央区
振出人　松井リフォーム株式会社　代表取締役　中川　忠三
受取人　申立人
最終所持人　申立人

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成26年10月８日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

平成２６年（へ）第７３号

東京都墨田区八広５丁目32番６号
申立人　浅見　洋子
申立人法定代理人後見人弁護士　髙村　定憲
権利の届出の終期　平成26年10月８日
平成26年10月９日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴建物
所在　墨田区八広五丁目60番地
家屋番号　60番３
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　38.21平方メートル
２階　18.18平方メートル
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
①東京法務局墨田出張所昭和44年６月20日受付第24236号
登記の目的　抵当権設定仮登記
原因　昭和44年６月19日金銭消費貸借同日設定
債権額　金30万円
損害金　日歩９銭８厘
連帯債務者　墨田区八広三丁目23番14号
江澤平八郎
墨田区八広五丁目32番６号
浅見　洋子
墨田区八広五丁目32番６号
浅見　光子
権利者　千代田区内神田一丁目１番８号
有限会社三宏商会
共同担保　目録㋐第3117号
②東京法務局墨田出張所昭和44年６月20日受付第24237号
登記の目的　条件付賃借権設定仮登記
原因　昭和44年６月19日設定（条件　同日抵当の債務不履行）
借賃　１月3,000円
支払期　毎月末日
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　千代田区内神田一丁目１番８号
有限会社三宏商会

平成２６年（へ）第９８号

東京都中野区南台２丁目48番７号
申立人　清隆寺
代表者代表役員　泉澤　壽一
申立人代理人弁護士　小川　昌宏
権利の届出の終期　平成26年10月８日
平成26年10月９日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　東京都中野区南台２丁目24番５
宅地　138.54平方メートル
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
①東京法務局中野出張所昭和18年12月29日受付第13231号
原因　昭和18年12月28日金円貸借契約
登記の目的　抵当権設定
債権額　金5,000円
利息　年１割
損害金　日歩５銭
抵当権者　江戸川区小松川１丁目69番地
安達　義教
②東京法務局中野出張所昭和18年12月29日受付第13232号
原因　昭和18年12月28日設定（条件　同日抵当権の債務不履行）
登記の目的　条件付賃借権設定仮登記
借賃　１月坪５銭
支払期　満期
存続期間　５年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　江戸川区小松川１丁目69番地
安達　義教

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６６号

三重県松阪市飯高町野々口69番地
債務者　飯高電器産業株式会社
代表者代表取締役職務代行者　中川かおり
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後１時30分
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３０号

三重県尾鷲市大字向井492番地の２
債務者　有限会社岡文工業
代表者代表取締役　岡　　直哉
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時30分
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２６５号

福井市日光２丁目14番10号
債務者　大島電設工業株式会社
代表者代表取締役　大島　英樹
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前11時45分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１５号

兵庫県加古川市尾上町養田419番地の２
債務者　有限会社ジャンプ
代表者取締役　元山　雅子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５１２号

福岡市博多区博多駅東２丁目175番地アバンダント84―10Ｆ
債務者　株式会社今泉一級建築士事務所
代表者代表取締役　今泉　治樹
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０８号

福岡市早良区有田３丁目11番７号
債務者　有限会社トップマート
代表者代表取締役　吉永　大祐
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　鈴代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５９号

福岡市博多区奈良屋町９番11号
債務者　有限会社新共電機
代表者取締役　野村　幸司
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅藤　浩三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１４号

福岡市南区高宮３丁目３番１―104号ピア高宮
債務者　株式会社よしむら住宅
代表者代表取締役　吉村　武敏
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　忠行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部